

本当に怖い「お試し」定期購入トラブル ～何十回かけても、解約の電話はつながりません!～

お問い合わせ 消費生活センター(平日)午前9時～午後4時
☎57-8143

お近くの消費生活相談
窓口につながります

消費者
ホットライン ☎188(嫌や!泣き寝入り)

全国的に、化粧品やサプリメントの「定期購入」に関するトラブルが急増しています。

事例

スマホで「定期縛りなし」「初回1,980円」という化粧品の広告を見て注文した。初回の商品が届いたが肌に合わなかったため、解約の連絡をしようと電話をかけた。しかし数日間、何十回電話しても「ただいま電話が混みあっています」というアナウンスが流れるだけだった。そうしているうちに2回目の商品と39,800円の請求書が届いた。



アドバイス

○「今だけ」「格安」「いつでも解約できる」と書かれている広告の商品の、**悪質な定期購入に注意!**

○本当に良い商品を扱っている事業者は、「限定〇名」「〇時間以内に」などと注文を急がせることはしません。

○悪質な業者は、消費者が「解約をあきらめて泣き寝入りする」ことをねらっています。注文が簡単なものほど解約は難しく、2回目以降は驚くほど高額に設定されています。

○広告の情報だけで、悪質な事業者なのか見分けることは困難です。すぐに注文せず、商品名を検索し、実際に購入した方の感想を読んでもらうことをお勧めします。



市報さど 令和5年4月号

土・日も、少人数の集まりもOK! 消費生活センター 出前講座のご案内

お問い合わせ 消費生活センター(平日)午前9時～午後4時
☎57-8143

お近くの消費生活相談
窓口につながります

消費者
ホットライン ☎188(嫌や!泣き寝入り)



消費生活センターでは、消費生活相談員を講師として無料で派遣する出前講座を実施しています。昨年度は市内16会場で開催し、500人以上の方に参加いただきました。地域や学校で行事、研修、勉強会などにぜひ活用してください。

テーマ例

- ・最近の消費者被害の実例
- ・知って安心
悪質商法撃退法
- ・中学生に多い
ネットトラブル

受講された皆さんの声

- ・身近なところ(佐渡市内)でも詐欺が発生していたことを知り、驚いた。
- ・具体的な事例を聞くことができてよかった。
- ・詐欺被害を他人事と思わず、よく考えて行動するよう気をつけたい。
- ・ネットやSNSの危険性がわかったので、使用時間を減らしたい。

主催者の方は、受講者の募集と会場の手配をお願いします。

開催の日時、時間(30分～1時間程度)、テーマなど、できるだけご要望にそった内容で実施します。詳しくはお問い合わせください。

市報さど 令和5年5月号

訪問購入にご注意ください!

貴金属を買い取られるトラブルが多発しています

お近くの消費生活相談
窓口につながります

消費者
ホットライン

いややいや
☎188(嫌や!泣き寝入り)

お問い合わせ 消費生活センター(平日)午前9時～午後4時 ☎57—8143

事例

「なんでも買い取ります」と女性から電話があり、来訪を承諾した。後日来訪した男性に不要な洋服やバックを見せたが、「アクセサリや貴金属はないか」と言われ、つい指輪などを見せてしまった。売るとも言わないうちに、担当者が5,000円札を置いてすべて持ち帰ってしまった。買い戻したいと電話で伝えたが「物品は他の業者に渡したので返せない」と断られた。



アドバイス

- 「無断でタンスを開けられた」「大声で怒鳴られた」などのトラブルも報告されています。知らない業者を自宅に呼ぶことは、なるべく避けてください。
- 必ず家族や知人などに同席してもらった上で、業者には、売るつもりのない貴金属は見せないようにしましょう。
- 売却が決まったら、物品の種類や買取り価格、クーリング・オフなどについて記載された契約書を必ず受け取り、内容に納得がいかなければきっぱりと断りましょう。

※クーリング・オフ期間中(書面交付から8日間以内)は、物品の引渡しを拒むことができます。

市報さど 令和5年6月号

自転車を安全に使うために

お問い合わせ 消費生活センター(平日)午前9時～午後4時
☎57—8143

お近くの消費生活相談窓口につながります
いややいや
消費者
ホットライン ☎188(嫌や!泣き寝入り)

自転車は手軽で便利、環境にもやさしい乗り物ですが、事故によって重傷を負ったり、他人にけがをさせてしまったりする危険性があります。自転車も自動車やバイクと同じ「車両」であることを認識し、道路を通行するときは交通ルールやマナーを守りましょう。

◆ヘルメットを着用しましょう

令和5年4月1日から自転車を運転する人および同乗する人はヘルメットを着用することが努力義務となりました。

ヘルメット非着用時の致死率は着用時よりも約2.2倍も高くなっています。

ヘルメットはSGマークなどの安全性を示すマークのついたものを選びましょう。

◆自転車損害賠償責任保険などに加入しましょう

新潟県では令和4年10月1日から加入が義務となりました。

自転車による事故で、加害者が1億円近い高額な損害賠償を求められた事例もあります。

◆子どもの事故

手や足を車輪に巻き込んで大けがをしたり、カバンや服などが車輪に巻き込まれてロックし、バランスを崩して転倒したり、ブレーキの効きが甘く制動不良により転倒することもあります。

小さいお子さまは必ず幼児用座席に乗せ、乗る前には点検も行いましょう。



市報さど 令和5年7月号

インターネット接続回線の 勧誘に注意!

お近くの消費生活相談
窓口につながります
消費者 いやや
ホットライン ☎188
(嫌や/泣き寝入り)

お問い合わせ 消費生活センター(平日)午前9時~午後4時 ☎57-8143

高齢者やパソコンに不慣れな人からのインターネット接続回線の勧誘に関する相談が全国的に増えています。

事例

両親が暮らす実家に、光回線の契約を勧める電話があった。実家にはパソコンもネット環境もないので、母は「必要ない」と断ったが「工事代はかかるが支払ったお金は後で戻る」などとしつこく勧められて、面倒になり「契約する」と言ってしまった。



アドバイス

NO!



- その場ですぐ契約せず、十分に検討しましょう。契約する意思がない場合は、はっきりと断りましょう。申込手続きを急かされたり、契約に疑問が残る、勧誘が強引だと感じた場合には、あいまいな返事をせず、家族などに相談しましょう。
- NTTから別の通信事業者への「光回線サービスの乗り換え」や、NTTのアナログ電話に戻す「アナログ戻し」などの勧誘もありますが、どちらも必ずしも電話料金が安くなるわけではありません。
- 一部地域ではNTTの光回線整備が完了したことにともない、光回線への勧誘があると思いますので、よく検討してから契約するようにしましょう。
- 令和6年1月からはNTTの固定電話がIP網に切り替わりますが、手続きは必要なく、お使いの電話をそのままお使いいただけます。「固定電話が廃止になるので光回線への切り替えが必要」といった勧誘にもご注意ください。

市報さど 令和5年8月号

柔軟仕上げ剤などの香りで 困っている人がいます

お近くの消費生活相談
窓口につながります
消費者 いやや
ホットライン ☎188
(嫌や/泣き寝入り)

お問い合わせ 消費生活センター(平日)午前9時~午後4時 ☎57-8143

国民生活センターや全国の消費生活センターには、柔軟仕上げ剤などの香りで、頭痛や吐き気したなどの相談が寄せられています。

香りの感じ方には個人差があり、自分にとって快適な香りでも困っている人もいることをご理解いただくこと、香り付きの製品の使用にあたっては周囲の方々へも配慮いただくことなど、香りのマナーを心がけましょう。柔軟仕上げ剤には、使用量や香りの強さの目安が記載されています。使い過ぎに注意し、使用量の目安を守ってお使いください。



事例

①

柔軟仕上げ剤を使用し室内干したところ、においがきつく咳が出るようになった。

柔軟仕上げ剤を使用したタオルで顔を拭くと咳が止まらなくなった。

メーカーに連絡すると、柔軟仕上げ剤を持参して医師の診察を受けるように言われた。アレルギーの反応が低かったため、原因不明とのことで、複数の薬を処方してもらった。

事例

②

隣人の洗濯物のにおいがきつ過ぎて頭痛や吐き気があり、窓を開けられなく換気扇も回せない。柔軟仕上げ剤のにおいではないかと思う。

医師の診察は受けていないが、家族全員同じような症状で、今まで特定の物質にアレルギーがあると言われたことはない。



市報さど 令和5年9月号

毒キノコによる食中毒に注意!

お問い合わせ 消費生活センター(平日)午前9時～午後4時
☎57-8143

お近くの消費生活相談窓口につながります
消費者
ホットライン ☎188(嫌や!泣き寝入り)

秋の味覚としてキノコを
楽しみにしている方もいると思います。
キノコ狩りに行く方もいるのではないのでしょうか。
野生のキノコを原因とする食中毒は毎年発生しており、
死者も出ています。
特に9月から11月にかけて、多く発生しています。
楽しい思い出を台無しにしないためにも、
食中毒に十分気を付けましょう。



ポイント

★キノコによる食中毒は、食用のキノコと外見がよく似た毒キノコを誤って食べてしまうことが主な原因です。

- ・知らないキノコは絶対に「採らない」「食べない」「売らない」「人にあげない」!
- ・「茎が縦に裂けるキノコは食べられる」、「毒キノコは派手な色をしている」などの言い伝えは誤りです。
- ・体調に異常を感じたら、直ちに医療機関を受診しましょう。

市報さど 令和5年10月号

還付金詐欺にご注意ください!

お問い合わせ 消費生活センター(平日)午前9時～午後4時
☎57-8143

お近くの消費生活相談窓口につながります
消費者
ホットライン ☎188(嫌や!泣き寝入り)

「還付金詐欺」に関する相談が増えています。
還付金詐欺とは、市役所職員をかたり電話をしてきて、「税金や保険料などが
還付される」などと説明し、手続きとしてATMに誘導してお金をだまし取る手口
の詐欺です。

今年に入り佐渡市でも、100万円以上の被害に遭った事例が2件ありました。



《アドバイス》

- ・市役所職員から「お金が返ってくる」という電話がかかってきたら、それは還付金詐欺です。
☞市役所職員から還付金に関する電話が来ることは絶対にありません。すぐに電話を切りましょう。
- ・還付金に心当たりがある場合は、自分で市役所の担当部署に確認します。
☞相手から伝えられた電話番号に電話すると、詐欺グループにつながりますので、絶対に電話をしてはいけません。
- ・「お金を返すために必要」と言われても、名前や口座番号等の個人情報には答えません。
☞伝えた個人情報を元に、新たなトラブルに巻き込まれる可能性があります。

市報さど 令和5年11月号

佐渡市消費生活センターです

お問い合わせ 消費生活センター(平日)午前9時～午後4時 ☎57-8143

お近くの消費生活相談窓口につながります 消費者ホットライン ☎188(いやや!泣き寝入り)

だまされないための十ヶ条
佐渡市消費生活センター伝言板

【この伝言板は】消費生活センターから
188(いやや!泣き寝入り)に
つながります。必ずに読んでください。

トキは早い
サギは援減 佐渡島

振り込んで
息子に叱られ 意気消沈

日常の
近所の絆 詐欺防止

還付金
電話で手続き あり得ない

「今限定!」甘い話は
ウラがある

偽警告
電話の前に 再起動

いい話
損する話と 疑って!

ありません
「簡単に儲かる」副業は

銀行へ 振り込む前に
まず相談

その安さ 定期購入ではないですか

佐渡市消費者安全確保地域協議会 / 佐渡市消費生活センター ☎57-8143

0902-7282 6270(佐渡市消費生活センター) 0902-7282 6271(佐渡市消費生活センター)

公的年金支給日は
新潟県特設詐欺・
悪質商法被害防止の府
「だまされ防止」の府を
「だまされ防止」の府を
「だまされ防止」の府を
「だまされ防止」の府を

佐渡市安全安心まちづくり協会 / 佐渡警察署(☎55-0110)

悩まず、まずはご相談ください!

2024 令和6年 CALENDAR

■は公的年金支給日

1月	2月	3月	4月
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
5月	6月	7月	8月
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
9月	10月	11月	12月
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

2024 年カレンダーを作りました!

平成26年度から、佐渡市消費生活センターが作成している“だまされないための十ヶ条”カレンダー。今年も佐渡警察署と共同で作成し、市内の全戸に配布しています。

注目していただきたいのは、多発する特殊詐欺事案を反映した「十ヶ条」。昨年同様、消費生活センターの出前講座を受講した佐渡総合高校3年生から提出された作品も掲載しました。また偶数月15日の公的年金支給日には、高齢者を狙った詐欺被害が多発することから、カレンダーの該当日に印をつけて、注意喚起しています。

お気軽に相談してください!

商品やサービスの契約をして事業者とトラブルになった場合や、購入・利用した商品やサービスが原因でけがをしてしまった場合など、消費生活に関するトラブルは消費生活センターに相談しましょう。

〈どんな支援が受けられるの?〉

相談員が事業者との自主交渉の方法や具体的な解決方法などについて、助言や情報提供をします。自主交渉が難しい、複雑な案件である場合などは、交渉のお手伝いもします。不安や心配なときは、まず電話してください。

火災事故を防ごう！ 石油ストーブなどの取り扱いに注意！

お問い合わせ 消費生活センター(平日)午前9時～午後4時 ☎57-8143

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者
ホットライン いややいや ☎188(嫌や!泣き寝入り)



部屋を暖かく快適にしてくれるストーブやファンヒーターですが、多くの事故も発生しています。正しい使い方を身に付けて事故を防ぎましょう。

事例① 給油口蓋の閉め忘れ及び締め付け不良などによりこぼれた灯油に引火

給油口蓋の閉め方が不十分であったため、給油後のカートリッジタンクを戻す際に給油口蓋が外れて灯油がこぼれ、こぼれた灯油がストーブにかかり出火。

◆ポイント 給油後は給油口蓋をしっかりと閉め、灯油がこぼれないことを確認してから本体にセットする。また、給油する際は、必ず先に消火する。

事例② ガソリンの誤給油

灯油の入った容器とガソリン携行缶を同じ場所で保管していたため、誤って給油したまま石油ストーブを使用した。

◆ポイント 灯油は灯油用ポリタンクなどの専用容器、ガソリンは消防法に適合した金属製のガソリン携行缶に入れて保管し、別の場所で保管する、ラベル表示で区別するなど、誤給油を防ぐための対策を徹底する。

事例③ 可燃物の近接

石油ファンヒーターの吹き出し口とこたつが近接した位置に設置されていたため、こたつ布団が過熱されて出火。

◆ポイント 石油ストーブを使用するときは、周囲の物や天井、壁などと十分な距離を確保する。カーテンや衣類など、燃えやすく、動くものにも注意が必要。

「必ず儲かる」は詐欺！ その相手、本当に信用できますか

お問い合わせ 消費生活センター(平日)午前9時～午後4時 ☎ 57—8143



お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者
ホットライン ☎ 188(嫌や!泣き寝入り)

SNS上の広告やSNSで知り合った相手からの誘いをきっかけとした
副業や情報商材などのトラブルが増えています。



事例①

「月に100万～200万円稼げる」というSNSの広告を見て副業サイトにアクセスし、収入を得るためのノウハウが記載された情報商材を購入した。すると業者から電話があり、50万円のサポートプランを勧誘された。「お金がないので支払えない」と断ったが、消費者金融からの借金を勧められ、手持ちのお金と合わせて合計40万円を銀行口座に振り込んだ。残りの10万円は今後発生する報酬から差し引かれることになったが、契約はすべて口頭で、書面等は受け取っておらず、仕事の内容も広告とは違っている。



事例②

副業関連のSNSで知り合った相手にネットワークビジネスを紹介され、「やり方にもよるが、月100万以上稼いでいる人もいる」と言うので、自分も稼げると思った。相手とカフェで会って説明を受け、「最初に商品を購入するとビジネスができる」と言われた。自分のスマホで会員登録し、合計30万分の商品を発注した。

トラブルにあわないために

- ・大幅な値引きや低価格、商品の効果を過剰にうたうSNS上の広告や、「簡単に儲かる」「損はしない」などの投稿やメッセージはうのみにしないようにしましょう。
- ・SNS上で話の合う人でも、本当に信頼できる人かはわかりません。一度払ったお金を取り戻すことは困難です。本当に信用できる相手なのか、慎重に判断しましょう。
- ・相手から学生証や運転免許証などの身分証明書を送るように求められても絶対に応じないようにしましょう。また個人情報や写真など、身元が分かるような書き込みは安易にしないようにしましょう。



新生活を始める時には注意して!

お問い合わせ 消費生活センター(平日)午前9時～午後4時 ☎57—8143

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者
ホットライン

いややいや
☎188(嫌や!泣き寝入り)



3月～4月は住宅の賃貸借契約に関するトラブルや、引越直後をねらった訪問販売に関するトラブルが多くなります。

事例① 賃貸マンションを退去後、貸主から、ハウスクリーニング費用やクロス・天井の貼り替え費用などとして17万円もの原状回復費用を請求された。敷金礼金不用の物件で、契約書には原状回復に関する特約もなかった。

事例② 引っ越したその日に事業者が換気扇フィルターの勧誘に訪れ、「居住者はみんな契約している」と説明されたため、2年分のフィルターを契約した。その後、不審に思い管理会社に確認したところ、訪問してきた事業者は管理会社とは無関係であることが分かった。

トラブルにあわないために

- ・契約の際、貸主側から渡される書類の内容を必ず確認しておきましょう。また、入居前および退去時はできる限り借主側と一緒に賃貸住宅の現状を確認し、傷や汚れ等を写真やメモで記録に残しておきましょう。退去の際は清算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。
- ・入居中に雨漏りやトイレの水漏れなどのトラブルが発生したら、すぐに貸主側に連絡し、対応を相談しましょう。
- ・訪問業者の話をうのみにせず、その場で契約しないようにしましょう。不審に思ったら、管理会社に確認しましょう。

市報さど 令和6年3月号